

後期高齢者医療制度のお知らせ



令和2年度後期高齢者医療保険料額の決定通知

令和2年6月22日までに後期高齢者医療制度の被保険者になった方には、8月上旬に、保険料額決定通知書を送付しています。

その後75歳になった方や住所を異動した方へは、8月以降随時、保険料額決定通知書を送付します。

●保険料の算出方法

令和元年中の所得等をもとに算出されます。(左の表のとおり)

$$\text{年間保険料 (上限64万円 ※昨年度は62万円)} = \text{均等割額 } 4\text{万}3,300\text{円} + \left[\text{令和元年中の所得} - 33\text{万円} \right] \times 8.23\%$$

※保険料の計算に用いる本年度の保険料率は、前回から引き上げとなっています。(令和元年度保険料率は、均等割額41,600円、所得割率7.94%)

●保険料の軽減

『所得の低い世帯の方』

所得が一定の基準額以下の場合、均等割額が2割、5割、7・75割、7割軽減されます。

『被扶養者だった方』

後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険等(国保・国保組合は除く。)の被扶養者であった方は、加入日から2年間で、所得割額が賦課されず、均等割額が5割軽減されます。

※他の軽減にも該当する方については、軽減割合の高い方が適用されます。

●保険料の納付方法

『特別徴収』

年金からの支払い(年金天引き)による納付方法です。
 ※口座振替による納付に変更を希望する方は、国保年金課または各支所で手続きしてください。

『普通徴収』

指定金融機関やゆうちょ銀行(郵便局)窓口での納付、口座振替による納付方法です。納付書が届いた方は、納期限までに忘れずに納付してください。

※便利な口座振替を希望される方は、金融機関窓口で手続きをしてください。
 ※すでに国保税で口座振替を利用している方も、後期高齢者医療保険料の口座振替を希望する場合は、あらかじめ手続きが必要となります。

『被保険者証』の更新

現在使用している「被保険者証」の有効期限は、7月31日までとなっています。

新しい被保険者証は7月末日までに郵送していますので、8月1日からは新しい被保険者証(ピンク色)を使用してください。

新しく被保険者証が届いたら、窓口で支払う一部負担金の割合(1割または3割)をご確認ください。

なお、収入が次の場合は、申請手続きをすることにより一部負担金の割合が「1割」になります。

被保険者が1人の世帯の場合
 被保険者の方の収入額が383万円未満、または被保険者の方および同一世帯の70歳から74歳の方の合計収入額が520万円未満。

被保険者が2人以上いる世帯の場合
 被保険者の方の合計収入額が520万円未満。

「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新

入院や外来などで支払う自己負担限度額や入院時の食事が減額される各認定証の有効期限も、7月31日までとなっています。減額認定証をお持ちの方で8月以降も該当する方には、新しい認定証を郵送しますので、交付申請は不要です。

●返却を忘れずに

有効期限が切れた被保険者証および各認定証は、国保年金課または各支所に返却してください。

「後期健診」を受診する方へ

後期高齢者健康診査の対象者は、「健診日に後期高齢者医療に加入している方」となっています。

また、受診の際に受診券・受診録・被保険者証が必要になりますので忘れずに持参してください。

なお、後期健診の受診券・受診録が届いていない場合には、左記までお問い合わせください。

「後期歯科検診」の実施

昭和19年4月2日から昭和20年4月1日生まれの方を対象に、歯科口腔健康診査を実施しています。後期高齢者医療広域連合から案内状が届いている方は、事前に歯科医療機関を予約し、11月30日までに受診してください。

「還付金詐欺」に注意!

後期高齢者医療保険料、医療費の還付金詐欺事件が多数発生しています。

還付金を受け取るために市職員がATMを操作させることは絶対にありません。『還付金の振り込みのため、ATMに行くように』という電話があったら詐欺を疑い、すぐに警察署に通報してください。

◎問い合わせ:

国保年金課医療給付係

☎(55) 5107
 ☎(22) 1547
 Fax(22) 1547